

## 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

平成 29 年 2 月 16 日  
東村山市議会議長 様

議席番号 16 番  
質問者 蜂屋 健次

記

### 質問の項目と要旨

#### 私有地である「緑地保護区域」における

#### 固定資産税のあり方について

1. 「東村山市緑の保護と育成に関する条例」の制定に至った経緯と条例制定の目的を伺います。
2. 条例制定の際、当時の議会ではどのような議論があったか、問題点の指摘などはあったのか伺います。
3. この条例による緑地保護の効果・成果をどのように評価しているのか伺います。
4. 条例の施行規則第 3 条に定める保護区域の指定基準の以下各号、
  - (1) 樹林が所在する地域のうち、良好な自然状態で保持され、その保護を図ることが必要な区域
  - (2) 動植物の生息地であってこれらの保護又は繁殖を図ることが必要な区域
  - (3) 社寺林等で、その存在が市民の生活環境に寄与している区域の割合、件数を伺う。
5. 規則は「おおむね次の各号の一に該当し、」となっているが、どのような審査を誰が行い決定しているのか伺います。
6. これまでの申請件数を伺います。
7. 保護区域の解除件数と解除に至る事情はどのようなものであったか、把握しているものがあれば伺います

## 質問の項目と要旨

8. 保護区域の近隣住民から、保護区域の管理についての苦情等はあるのか伺います。
9. 保護区域の管理について、地権者に義務が課せられているのか伺う。また、管理が行き届いていない場合、市は指導できるのか伺います。
10. 保護区域について、固定資産税を免除している理由を伺います。
11. 他自治体で、このような条例等、固定資産税の減免などを緑地保護施策として  
いるところはあるか伺います。
12. 今後の「緑地の保護区域」のあり方を緑地保護政策としてどう考えるか、  
市長に伺います。